日本インテリア学会関西支部会則

第1条 目的・所在

日本インテリア学会の関西地方における地域活動を補完し、会員相互の親睦を図るため、同学会の関西支部(以下単に支部と称する)をおく。

第2条 支部会員の構成

同支部は関西地方の各府県に職場を有する学会会員により構成することとし、希望によっては他の支部に職場を有していても支部内に住所を有する会員も参加できるものとする。

第3条 支部役員

支部には支部長1名をおく。また、副支部長、監事若干名をおくことができる。支部長及び副支部長1名は支部会員より互選によって決定する。必要に応じて監事等は支部長が推薦し支部評議員の承認を得て決定する。

第4条 任期

支部長、副支部長、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。支部長、副支部長、監事がその任期中にやむを得ぬ事情で退任する場合には第3条の手続きにより後任者を定める。この場合、後任者の任期は前任者の残りの任期とする。

第5条 支部長の職務

支部長は監事会及び支部主催の行事の招集、議事の集約を行い、支部を代表する。

第6条 副支部長の職務

副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。

第7条 監事の職務

監事は支部活動に関する記録、会計、職務などの事務的事項及び各種行事の企画・準備を行う。監事は支部長、副支部 長と共に監事会を構成する。

第8条 支部総会・重要事項の決定

重要事項の決定は支部構成員の過半の出席による支部総会において、出席者の3分の2以上の同意による議決により決定する。過半の出席が得られない場合でも、文書による回答で議決に変えることができる。

第9条 支部の活動

支部におけるインテリアの研究・研究発表・見学会・その他支部活動の目的達成に必要な事業を随時実施する。

第10条 資産及び会計

支部の資産は本部より交付される支部運営委託費及びその他の収入を充て、支部長が管理する。

第11条 各種行事の運営費用

各種の行事に際して必要な費用は高額にならない範囲で参加者から拠出する。

第12条 会則の改正

本会則の変更は第8条に定める多数決によって行う。

附則 1. 本会則は1994年3月26日より適用する。

2. 本会則に疑議の生じた場合は監事会の解釈に従う。

附則 1. 本会則は2005年2月26日より適用する。

- 2. 支部評議員選挙は、支部会員全員を候補者として実施する。
- 3. 第3条の支部長候補者は、支部評議員選挙結果をもとに得票順に候補とする。
- 4. 第4条の支部長の任期は連続2期までとするが、連続しない場合については再任を妨げない。
- 附則 1. 本会則は2011年6月25日より適用する。
- 附則 1. 本会則は2017年6月10日より適用する。
- 2. 第4条の支部長及び副支部長の任期は、連続2期までとする。連続しない場合については再任を妨げない。
- 3. 附則第2項に該当する評議員は、支部長または副支部長の選挙候補者とならない。